

阿南工業高等専門学校寮務委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第19号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 寮の管理・運営に関する事項
- (2) 寮生活における教育指導に関する事項
- (3) 寮生活における生活指導に関する事項
- (4) 寮生活における健康指導に関する事項
- (5) 寮生活における栄養指導に関する事項
- (6) 所掌事項に係る点検・評価に関する事項
- (7) その他寮生活に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 寮務主事
- (2) 副寮務主事及び寮務主事補
- (3) 寮監
- (4) 学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副寮務主事はその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生課寮務係において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校寮務委員会規程（昭和44年4月1日規程第5号）は、廃止する。
- 3 阿南工業高等専門学校寮務連絡会規程（昭和49年4月1日規程第9号）は、廃止する。
- 4 阿南工業高等専門学校学寮給食委員会要項（平成2年12月5日要項第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。